

「国民の声」を聴く会

外国人コミュニティと共生施策について

2020年12月9日

田村太郎

- 阪神・淡路大震災での外国人へ情報提供を機に「**多文化共生センター**」を設立
 - ・全国5カ所で外国人支援活動を展開、06年に全国5カ所のセンターに独立。
- 総務省「地域の多文化共生推進に関する研究会」構成員として、「多文化共生推進プラン」の策定に参加(2005年度)
- **自治体国際化協会参事**として多文化共生事業を担当(2005年度)
- 「多様性を地域と組織の力に」をテーマに、事例研究やセミナーの開催、企業と市民のコミュニケーションを促すしくみづくりに取り組む「**ダイバーシティ研究所**」を設立(2007年)
 - ・ CSR(企業の社会責任)や自治体のダイバーシティ施策への支援
 - ・ 東日本大震災以降は被災者支援や企業の復興支援活動のコーディネートも多数展開
- 「NPO法人**多文化共生マネージャー全国協議会**」代表理事(2009年)→現在は副代表理事
 - ・ 総務省「多文化共生推進プラン」を機に養成研修をスタート(06~19年度で559人を認定)
 - ・ 2009年に法人化し、各地で災害時対応研修等を実施
- 東日本大震災直後に内閣官房企画官に就任。「震災ボランティア連携室」で被災地支援を担当。現在は復興庁**復興推進参与**として、民間連携やボランティアを担当
- 大阪大学客員准教授(共創社会論)、明治大学大学院兼任講師(ソーシャルビジネス、ダイバーシティマネジメント)、関西大学非常勤講師(留学生対象 日本事情 I)

<20年度の自治体による多文化共生推進に関する主な活動>

- ・ 上尾市「多文化共生推進プラン検討委員会」アドバイザー
- ・ 世田谷区「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」審議会委員
- ・ 福井県「多文化共生推進プラン策定委員会」委員
- ・ 総務省「多文化共生推進に関する研究会」構成員

1. 地域における共生施策のこれまで

日本での外国人受け入れのこれまでの経緯

- バブル景気により、外国人受け入れ議論が活発化(90年代)
 - 90年の改正入管法施行で各地で外国人住民が増加したが、「外国人労働者は受け入れない」との閣議決定のもと、例外的な受け入れをタテマエとしたために政府として**来日後の定住支援策は整備せず**
 - 外国人が増えた地域では、**自治体や国際交流協会、地域住民が日本語教育や生活相談などを独自に実施**
- 総務省が体系的・計画的な「**多文化共生の推進**」を自治体に促す(00年代)
 - 外国人集住都市会議などの要望を踏まえ、地方交付税の交付措置や研究会による「多文化共生推進プラン」の策定等を推進(05年度～)
 - 改正入管法および改正住基法の施行で、**外国人も住基台帳に登録**(12年7月)
- リーマンショックで下火になった受け入れ議論が再燃(10年代)
 - 労働力不足だけでなく、**地域の持続可能性の観点から**も外国人受け入れを求める声が高まる
 - 「外国人労働者受け入れと共生施策の推進」を閣議決定(18年7月)

日本における共生社会は30年間、「地域」で「手探り」で展開されてきた

1. 地域における共生施策のこれまで

地域における外国人住民のポジションの変化

- 2000年まで: 在日コリアンに加え、日系人や研修・技能実習生や留学生が増加
→ 高卒・中卒の日本人が就いてきた「地元の仕事」をカバーし**急場をしのぐ**
- 2000～2010年: 労働力不足が深刻化したが、リーマンショックで雇用情勢が変化
→ 非正規雇用・短期契約の外国人労働者が「**雇用の調整弁**」に
- 2010年代～: 福祉、農業、観光、建設、流通など「内需」の領域で外国人が活躍
→ 持続可能な地域社会に**不可欠な人材**としての存在感が増大

政府による自治体国際化施策の変遷

- ・「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」(1989年・自治省)
→ 姉妹都市交流や留学生受入れを通じた自治体による国際交流を促進
- ・「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」(1995年・自治省)
→ ODA、NGOとの連携による地域特性を活かした自治体による国際協力を促進
- ・「地域における多文化共生推進プラン」(2006年・総務省)
→ 外国人住民へのコミュニケーション支援・生活支援・地域づくりのための体系的な取り組みを促進
* 2017年の「多文化共生事例集」で地域活性化・グローバル化への貢献を追加
- ・「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年・関係閣僚会議)
→ 多言語での一元的相談窓口の整備、日本語教育の推進、就職マッチング支援を支援

自治体は「支援の対象」から「地域の担い手」へ外国人へのまなざしを転換しつつある

1. 地域における共生施策のこれまで

多文化共生推進プラン通知後の状況

- 総務省では06年以降もほぼ毎年、研究会を開催し、継続的に施策をフォロー
- 東日本大震災や熊本地震を受け、災害時対応を議論。17年度は「災害時外国人支援情報コーディネーター」制度について検討会を設け、18年度から育成をスタート。
- 17年3月に各地の取り組みをまとめた「多文化共生事例集」を発行。3つの柱に「地域活性化やグローバル化への貢献」を加えた4分野・52事例を掲載し、インバウンドや経済交流への視野を広げることを示唆
- 18年6月の新たな閣議決定や12月の「総合的対応策」の発表等を踏まえ、19年11月に「多文化共生の推進に関する研究会」を再設置。20年9月にプランを改訂
- 自治体では多文化共生プランに「外国人材活躍」を追記したり、「ダイバーシティ推進」施策へと統合する動きも見られる
 - 富山県「外国人材活躍・多文化共生推進プラン」(19年8月策定)
 - 世田谷区「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を進める条例」(18年4月施行)

多文化共生は自治体施策として全国的に定着し、
新たな受入や施策の普及の段階に移行している

多文化共生事例集の作成

背景

平成18年3月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」(*)を策定し、地方自治体に通知

(*)地方自治体において、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの

⇒ 同プラン策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況も変化

優良な取組の全国的な普及・展開が必要

多文化共生事例集
多文化共生推進プランから10年
共に拓く地域の未来

(1) コミュニケーション支援(9事例)

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供(6事例)

- ・外国人からの119番通報時や、災害・救急現場における外国人との対応時に、民間の通訳を介した多言語対応を実施
- ・災害発生時に母国語を問わず広く情報を伝えることのできる、外国人にわかりやすい「やさしい日本語」の研究・公表 など

② 大人の日本語学習支援(3事例)

- ・地域生活に密着する「生きた日本語」の学習機会の提供
- ・地域の日本人住民が外国人住民の日本語学習を支援するボランティアとして参加し、住民同士の交流の場にもなっている日本語教室の運営 など

(2) 生活支援(28事例)

① 居住(2事例)

- ・多言語による相談が可能な不動産業者の紹介
- ・入居後のトラブル等に関する多言語での相談窓口の運営

② 教育(10事例)

- ・就学前の外国人の子どもを対象に初期の日本語指導及び学校生活指導を行う「プレスクール」の実施
- ・外国人の子どもの不就学解消を図るための継続した実態調査や就学支援等の実施
- ・外国籍親子の放課後の居場所づくり など

③ 労働環境(4事例)

- ・日本に移住した外国人を親に持つ第2世代による第2世代のための就職支援
- ・介護職を希望する外国人に対する資格取得支援や就業支援 など

④ 医療・保健・福祉(6事例)

- ・外国人患者と医師との間の円滑な意思疎通のために派遣される医療通訳の仕組みづくり
- ・多様な出身国のスタッフによる外国人高齢者に対する介護・福祉サービスの提供 など

⑤ 防災(6事例)

- ・外国人住民が企画・運営する防災訓練の実施
- ・外国人住民の中心となって活動するとともに、日本人住民とのパイプ役を担う「外国人防災リーダー」の育成
- ・災害時における外国人支援サポーターの相互派遣 など

(3) 多文化共生の地域づくり(9事例)

① 地域社会における多文化共生の啓発(4事例)

- ・外国人住民を含む地域住民が農作業等を通じて交流を深めるガーデンの開設
- ・留学生やJETプログラム参加者などの外国人住民による地域の子どもたちへの異文化交流体験の提供 など

② 外国人住民の自立と社会参画(3事例)

- ・外国人住民が企画・運営する街歩きツアー等のイベントの実施 など

③ 多文化共生に関わる体制づくり(2事例)

- ・多文化共生担当部局に限らず幅広い分野の自治体職員等を対象とした多文化共生に関する研修の実施 など

(4) 地域活性化やグローバル化への貢献(6事例)

① 地域活性化への貢献(3事例)

- ・日本在住歴の長い外国人住民が、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることを通じ、地域の国際化に貢献
- ・外国人の視点から見た地域の魅力をSNS等により発信 など

② グローバル化への貢献(3事例)

- ・外国人が発掘した新たなアウトドア観光メニューにより、通年観光が実現し、雇用機会の創出に貢献
- ・地域の留学生と企業をマッチングする会議の開催を通じ、地元企業の海外進出等に貢献 など

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

別紙2

現行プラン(2006年)

【背景・趣旨】

○日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。

○都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

【施策】

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住	教育
労働環境	医療・保健・福祉
防災	

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン(2020年)

【背景・趣旨】

○外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。

○社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。

- (1) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- (2) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
- (3) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- (4) 受け入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受け入れの実現

【施策】

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備

日本語教育の推進

生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保	適正な労働環境の確保	災害時の支援体制の整備
医療・保健サービスの提供	子ども・子育て及び福祉サービスの提供	
住宅確保のための支援	感染症流行時における対応	

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成

外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

策定趣旨

県内において外国人技能実習生等が近年増加していることに加え、国においては、人手不足分野等における5年間の新たな在留資格の創設など、外国人に関する施策が大きく見直された(H31.4施行)。これらを踏まえ、外国人が活躍する受入企業への支援とともに、多文化共生や日本語教育など外国人の地域への受入れ環境の整備への支援が必要であることから、**これまでの「多文化共生推進プラン」に「外国人材活躍」の観点を盛り込み、新たに策定**するもの。

【政策目標】

【基本的方向】

【現状と課題】

【国の主な施策】

【県等の主な施策】

下線は、新規又は拡充

①高度な外国人材(留学生等)の積極的な活用

政策目標1
○高度な外国人材(留学生やアジア各国の現地人材等)の県内企業への就職マッチングを積極的に支援し、外国人材が活躍することで、技術の進展や海外市場への展開など県内企業がさらなる発展を遂げること。

(1) 企業に対する外国人留学生の採用・定着に向けた支援

(2) 外国人留学生に対する就職支援

(3) 県内又は近隣県の外国人留学生と企業とのマッチング支援

(4) 首都圏等の外国人留学生の地方選抜

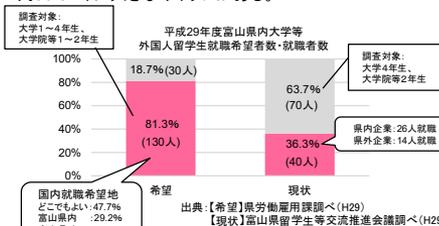
(5) アジア各国の現地人材の受入れ

【国の課題】

・平成29年度に卒業・修了した外国人留学生(50,054人)のうち、国内に就職した者は16,242人(約32.4%)。
出典:「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」(H31.4(独)日本学生支援機構)

【県の課題】

・外国人留学生の就職希望(国内81.3%)と実際の就職(国内36.3%)に大きなギャップがある。



・県内外国人留学生は全国の0.2%と少ないため、県内企業と、他県の大学に通う外国人留学生とのマッチング機会の創出が重要。

・**高度外国人材の採用成功事例の紹介**
中小企業等の新たなビジネスチャンスにつなげる高度外国人材採用の成功事例の創出及び紹介
・**在留資格変更許可申請書類の簡素化**
外国人留学生が就職する際の在留資格変更手続きについて、一定基準を満たす中小企業等の提出書類を簡素化

・**外国人留学生向け教育プログラムの認定**
大学と企業等が連携して策定する「ビジネス日本語」等の教育プログラムを文部科学省が認定

・**情報発信・ワンストップサービスの提供**
日本貿易振興機構(JETRO)に、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を立ち上げ、セミナー等最新情報を発信

・**大都市圏等への適度な集中就労の防止**
地方自治体の先導的な外国人材の活躍と共生社会の実現を図る取組みへの財政的支援

・**インバティブ・アジア事業の実施**
アジアの優秀な人材の選抜促進を目指し、関係機関との連携強化を図り、留学生の卒業後の就職を促進

・**外国人留学生の採用等に必要な知識習得や先進事例の共有を支援**
○外国人留学生の採用・活躍を促進するための企業向けセミナーの開催
○外国人材が活躍する企業の知識等を他企業と共有する見学会等の開催

・**就活講座等の開催による県内企業への就職を支援**
○県内企業への就職を支援するグローバル人材向け就職支援セミナーの開催
○就職後に必要な日本語コミュニケーション能力の研修の実施

・**県内又は近隣県の外国人留学生に対する富山県や県内企業のPR**
○県内での外国人留学生を対象とした合同企業説明会の開催
○近隣大学での外国人留学生向け就職相談会・企業研究会の開催

・**首都圏等の外国人留学生に対する県内企業との合同説明会の開催**
○首都圏や関西圏での外国人留学生を対象とした合同企業説明会の開催
○就職支援協定締結校での外国人留学生を対象とした学内企業説明会の開催

・**アジア各国の大学等に通う学生の県内企業への受入支援**
○アセアン等の留学生の就学から就業までの一体的支援制度の実施
○アジア各国で学ぶ大学生に日本語等を現地で研修し、県内企業での就職・活躍する人材の育成・確保を支援する事業の実施

②外国人技能実習制度の利用促進・技能実習生の育成

政策目標2
○外国人技能実習生の技能面や生活面での支援を充実し、実習生が生き生きと富山に愛着をもって活躍し、将来的に海外との架け橋になる人材を地域において育成すること。

(1) 技能実習生の技能習得の向上・在留期間延長の支援

(2) 技能実習生に対する生活支援

(3) 技能実習制度の適正利用の促進

【国の動き】

・H29.11技能実習制度の改正により、在留期間3から5年に延長。
技能検定3級実技合格が必須

【県の課題】

・近年、県内の技能実習生数は増加しており、技能面での支援とともに、生活面での支援も重要。
・また、適正な労働環境の確保や悪質な仲介業者の介在防止措置も必要。



・**外国人技能実習機構の体制強化**
技能実習の適正な実施を検査する実地検査委員の拡充及び検査能力の強化

・**「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」の公表**
賃貸者等向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とするガイドラインの公表及び外国人等の入居を拒まない住宅情報の提供

・**二国間の政府間文書の作成**
中国・インドネシア・タイについて、不適切な送出し機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めを作成

・**関係機関との連携強化**
法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構の間で情報を相互に提供

・**失踪者情報等の収集・分析**
実習実施者等の資金不払い等の違反があった場合の立入検査等や悪質な場合の取消し等処分を実施

・**技能実習生の技能レベル向上や日本人社員の指導力の向上を支援**
○技能実習生及び技能実習生を指導する日本人社員への技能検定合格のための事前講習の実施

・**技能習得促進のための日本語習得や快適な環境整備を支援**
○監理団体が実施する技能実習生に対する日本語研修への助成
○技能実習生のシェアハウスなど先駆的モデルとなる空き家改修への助成
○技能実習生等への県職員住宅跡地を活用した住居の整備
○監理団体や企業の垣根を越えた技能実習生同士の交流機会の提供
○相談員や国際交流員による市町村等と連携した相談体制の整備

・**外国人技能実習生の適正な実習環境の確保**
○中部地区地域協議会における関係機関との連携強化
○監理団体向け適正化講習会の実施

・**技能や日本語能力向上や居住確保による県内企業受入・活躍支援**
○「特定技能」の在職者向けセミナーなど技能向上講習の実施
○習得度に応じた多様な日本語講習の支援の実施
○企業の垣根を越えた外国人材同士の地域における交流機会の提供
○関係機関と連携した登録支援機関・企業向け説明会、セミナー等の開催
○県民に広く周知するシンポジウムの開催

③新たな在留資格(「特定技能」)の受入れ

政策目標3
○新たな在留資格(「特定技能」)の外国人材が活躍でき、選ばれた富山県となること。

(1) 新たな在留資格の外国人材の受入れ・活躍支援

(2) 富山県の魅力発信と県内企業や地域への定着支援

【国の動き】

・H31.4から、新たな在留資格が創設。
特定技能1号…通算5年、家族帯同不可
14業種(建設業、農業、宿泊業、造船/船用工業、介護業、素材材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、自動車整備業、航空業、漁業、食品原料製造業、外食業、ビルクリニング業)
特定技能2号…無期限、家族帯同可
5年間で34万5,150人の受入。
2業種(建設業、造船/船用工業)

【県の課題】

・新たな在留資格の受入れの支援や普及啓発が必要。
・また、県内企業への定着支援も必要。

・**二国間の政府間文書の作成**
H31から日本語試験を実施する9か国との間で二国間取り決めを作成

・**労働基準監督署・ハローワークの体制強化**
労働関係法令の周知、雇用状況届出制度の周知・啓発等

・**転職者への地元企業の情報提供**
転職者への県内企業の情報提供及び応募しやすい求人確保
・**日本語能力に配慮した職業訓練の実施**
個々の日本語能力に配慮した職業訓練の実施

・**外国人技能実習生の適正な実習環境の確保**
○中部地区地域協議会における関係機関との連携強化
○監理団体向け適正化講習会の実施

・**技能や日本語能力向上や居住確保による県内企業受入・活躍支援**
○「特定技能」の在職者向けセミナーなど技能向上講習の実施
○習得度に応じた多様な日本語講習の支援の実施
○企業の垣根を越えた外国人材同士の地域における交流機会の提供
○関係機関と連携した登録支援機関・企業向け説明会、セミナー等の開催
○県民に広く周知するシンポジウムの開催

・**富山県の魅力発信や県内企業への定着の支援**
○県内企業への外国人材の定着支援セミナーの実施
○富山で働く人向けの富山県の魅力を紹介する多言語HPやパンフレット作成

富山県外国人材活躍・多文化共生推進プランの施策～ 多文化共生の推進 ～

策定趣旨

県内において外国人技能実習生等が近年増加していることに加え、国においては、人手不足分野等における5年間の新たな在留資格の創設など、外国人に関する施策が大きく見直された(H31.4施行)。これらを踏まえ、外国人が活躍する受入企業への支援とともに、多文化共生や日本語教育など外国人の地域への受入れ環境の整備への支援が必要であることから、**これまでの「多文化共生推進プラン」に「外国人材活躍」の観点を盛り込み、新たに策定**するもの。

【政策目標】

【項目】

【課題】

【国の主な取組み】

【県の主な施策】

下線は、新規又は拡充

①地域におけるコミュニケーションの支援(生活の基盤づくり)

政策目標1
○外国人住民が日常生活に必要な情報を得ることができるとともに、地域で円滑にコミュニケーションができていること。

(1)外国語による行政情報、生活情報の提供

(2)外国語による相談体制の充実

(3)日本語・日本文化の学習支援

(4)ボランティアの育成確保

【全国的な課題】

・外国語による行政情報等の提供や生活相談等について、多言語での対応など、よりきめ細かな体制整備が必要。
・円滑な意思疎通のため、日本語教育の充実が必要。 など

【県の現状・課題】

・国籍別では、ベトナム、ブラジル、パキスタンなどが全国に比べて多く、特に、近年は、ベトナムが急増。
↓
・本県外国人住民のニーズに対応した体制整備、施策の充実が必要。

○外国人住民数上位7国籍及び構成比(H30)(人)

順位	富山県		全国	
	国籍	構成比	国籍	構成比
1	中国	27.4%	中国	28.0%
2	ベトナム	22.2%	韓国	16.5%
3	ブラジル	13.5%	ベトナム	12.1%
4	フィリピン	12.5%	フィリピン	9.9%
5	韓国	4.9%	ブラジル	7.4%
6	パキスタン	2.9%	オーストラリア	3.3%
7	ロシア	2.5%	米国	2.1%

資料出所：富山県国際課、法務省在留外国人統計

・行政・生活情報の多言語化

「生活・就労ガイドブック」(11言語対応)の作成・普及
多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築・利用促進

・相談体制の整備

行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う「多文化共生総合相談フリーストップセンター」(全国約100か所、11言語対応)の整備

・日本語教育の充実

日本語教育の全面展開(総合的体制づくり支援、NPO等支援、日本語教室空白地域解消のためのアドバイザー派遣)

・担い手の確保

習得段階別の日本語教育の標準等の作成
日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善

・外国人住民に対し、行政情報、生活情報をきめ細かく提供

○HP・ガイドブック各種申請様式等の多言語対応の充実
○SNS等の活用など新たな情報発信
○県HPの外国人向けコンテンツの充実

・多言語で対応できる一元化相談体制の整備・充実

○「外国人フリーストップ相談センター」の設置・運営
(相談対応に必要な情報の収集・整理、国・市町村等の相談窓口や外国人支援団体(日本語教室、NPO法人等)との連携会議など)
○市町村窓口担当者や専門家(行政書士等)への研修の実施

・外国人住民のニーズに対応した日本語の学習支援

○日本語教育に関するニーズの的確な把握(市町村、企業など対象)とニーズに合った日本語教育の支援の検討
○「外国人フリーストップ相談センター」における日本語教室等に関する情報の一元的な提供
○日本人社員等を対象としたコミュニケーション対応研修等の実施

・人材確保・育成について、関係機関との連携を強化

○日本語教育等に携わる人材確保・育成についての検討
○「外国人フリーストップ相談センター」における日本語教室等の連携会議の開催

②教育(外国人児童生徒等)に関する支援

政策目標2
○外国人児童生徒等が必要な日本語能力や学力を身に付けることと、ともに、将来のビジョンを明確に持って、活躍できる人材となること。

(1)教育の充実に関する支援

(2)進学に関する支援

【全国的な課題】

・指導教員等の確保及び教員等の資質・能力の向上が必要。
・外国人の高校生等のキャリア教育支援が必要。 など

【県の現状・課題】

・外国人児童生徒は増加傾向。
・日本語指導が必要な児童生徒の母語は、ポルトガル語、フィリピン語などが多い。市町村別では、射水市、富山市、高岡市に多い。
↓
・本県外国人児童生徒等の現状に対応した施策の充実が必要。

○県内の外国人児童生徒数の推移(人)

	H24	H26	H28	H30
小学校	334	326	380	441
中学校	146	156	164	181
計	480	482	544	622

資料出所：文部科学省「学校基本調査」(各年5月1日時点)

・外国人児童生徒の教育等の充実

日本語指導に必要な教員定数の改善
日本語指導補助者・母語支援員の配置への支援
教員等の資質・能力の向上(研修指導者養成等)
地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援
外国人児童生徒向けの就学ガイドブックの作成・配布

・就学機会の確保

夜間中学の設置促進(全都道府県に1校を目標)
学校外における就学促進に向けた取組の支援

・外国人児童生徒のニーズに対応した支援体制の充実

○日本語指導教員、外国人相談員等の配置
○小中学校教員、外国人相談員等を対象とした外国人児童生徒に対する適宜・日本語・教科指導研修の充実
○外国人の子供の就学促進及び就学の状況把握、学校への円滑な受入れ
○スクールカウンセラー等の専門家の積極的な活用推進
○富山県警察学生安全ボランティア等と連携した学習支援や居場所づくり

・外国人児童生徒等に対するキャリア教育の充実、外国人保護者への進学に関する理解促進

○高校進学の意義や仕組みについてのパンフレット及びDVDを5か国語で作成し、進学説明会等で周知

③生活支援の充実

政策目標3
○安全・安心に生活できる環境を整え、外国人から暮らしたいと思われる県となっていること。

(1)医療・保健・福祉に関する支援

(2)居住・就労環境に関する支援

(3)災害対策の充実

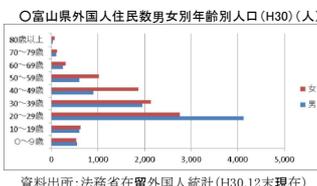
(4)その他生活全般に関する支援

【全国的な課題】

・医療・保健・福祉サービス等の提供環境の整備が必要。
・住宅確保のための環境整備・支援が必要。
・災害発生時の情報発信・支援等の充実が必要。 など

【県の現状・課題】

・外国人住民は20～40代が突出。20代では、特に男性の数が女性を大きく上回る。
・上記のとおり、国籍も多岐にわたり、近年、構成が変化。
↓
・本県外国人住民の多岐にわたるニーズに対応した施策の充実が必要。



・医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進
マニュアルの整備等による外国人患者の受診体制整備

・住宅確保のための環境整備・支援

賃貸人・仲介事業者に対する支援(実務対応マニュアル等)
・適正な労働環境の確保等
労働基準監督署・ハローワークの体制強化

・災害発生時の情報発信・支援等の充実

気象庁HPなど防災・気象情報の多言語化・普及
災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

・各種相談等対応の充実、各種サービスの利便性向上

運転免許学科試験、110番通報の多言語対応
消費生活窓口・法テラス等の多言語対応

・医療・保健・福祉サービスに係る多言語対応の充実

○トヤマ医療情報ガイドHPに外国語対応可の医療機関情報を掲載
○外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を選出し、外国人対応を充実
○医療保険や介護保険への加入促進、多言語対応の充実

・居住環境、適正な労働環境確保等への支援の充実

○外国語版「県営住宅募集案内」「県営住宅入居者の手引き」の配布
○不動産関係団体と連携し、賃貸人向けのガイドブックを普及
○外国人労働者相談コーナーの設置

・災害発生時の情報発信・支援等の充実

○外国人住民の防災訓練への参加促進(外国人コミュニティ、企業を通じた参加呼び掛けなど)
○「災害多言語支援センター」の設置ガイドラインの作成

・生活全般にわたる各種サービスの利便性向上

○国際交流員の配置(県内在住外国人支援や地域住民との調整)
○外国人を対象とした110番通報講習の開催
○消防本部における119番通報時等の多言語対応の促進

④多文化共生の地域づくり

政策目標4
○日本人住民と外国人住民が相互に理解し合い、ともに地域社会の重要な構成員として共生が進んでいること。

(1)地域住民への意識啓発等

(2)外国人住民の地域社会への参加の促進

(3)外国人との共生による暮らしやすい地域づくりの推進

【全国的な課題】

・地域社会の重要な構成員として、外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進が必要。
・外国人への支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等が必要。

【県の現状・課題】 ※ヒアリング調査で把握

・企業、外国人コミュニティ、地域住民それぞれ、外国人住民が地域社会と交流するきっかけづくりを要望。
↓
・要望に応えるための施策の充実が必要。

・地域における多文化共生の取組の促進・支援

地方公共団体の先導的な取組を「地方創生推進交付金」により支援
外国人への支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

・外国人住民についての正確な情報の把握

・多文化共生についての理解を深めるための施策の展開

・外国人住民の地域社会への参加の促進
・多文化共生が進んだ暮らしやすいまちづくりの推進
○多文化共生について広く普及啓発するためのシンポジウムの開催
○多文化共生に関する出前講座(地域、企業などに職員を派遣)
○地域における多文化共生の推進体制の検討(外国人支援団体等の育成・ネットワーク化、外国人住民に日本の生活習慣等を周知する仕組みづくりなど)
○SNS等を活用した富山県の魅力の情報発信
○NPO等民間団体による多文化共生に向けた自主的な取組みへの支援

施策の計画的・総合的な推進

富山県外国人材活躍・多文化共生推進連絡会議(県、市町村、国、交流団体等で構成)における調整、情報交換を図りながらプランの施策を計画的・総合的に推進

富山県外国人材活躍・多文化共生推進プランについて【主な施策】

外国人材活躍

①高度な外国人材(留学生等)の積極的な活用

【政策目標1】高度な外国人材(留学生やアジア各国の現地人材等)の県内企業への就職マッチングを積極的に支援し、外国人材が活躍することで、技術の進展や海外市場への展開など県内企業がさらなる発展を遂げること。

- 外国人留学生の採用・活躍を促進するための企業向けセミナーの開催
- 外国人材が活躍する企業の知識等を他企業と共有する見学会等の開催
- 県内企業への就職を支援するグローバル人材向け就職支援セミナーの開催
- 県内での外国人留学生を対象とした合同企業説明会の開催
- 近隣大学での外国人留学生向け就職相談会・企業研究会の開催
- 首都圏や関西圏での外国人留学生を対象とした合同企業説明会の開催
- アセアン等の留学生の就学から就業までの一体的支援制度の実施
- アジア各国で学ぶ大学生に日本語等を現地で研修し、県内企業での就職・活躍する人材の育成・確保を支援する事業の実施

②外国人技能実習制度の利用促進・技能実習生の育成

【政策目標2】外国人技能実習生の技能面や生活面での支援を充実し、実習生が生き生きと富山に愛着をもって活躍し、将来的に海外との架け橋になる人材を地域において育成すること。

- 技能実習生及び技能実習生を指導する日本人社員への技能検定合格のための事前講習の実施
- 監理団体等が実施する技能実習生に対する日本語研修への助成
- 技能実習生のシェアハウスなど先駆的モデルとなる空き家改修への助成
- 技能実習生等への県職員住宅跡地を活用した住居の整備
- 監理団体や企業の垣根を越えた技能実習生同士の交流機会の提供
- 相談員や国際交流員による市町村等と連携した相談体制の整備
- 監理団体向け適正化講習会の実施

③新たな在留資格(「特定技能」)の受入れ

【政策目標3】新たな在留資格(「特定技能」)の外国人材が活躍でき、選ばれる富山県となること。

- 「特定技能」の在職者向けセミナーなど技能向上講習の実施
- 習得度に応じた多様な日本語講習の支援の実施
- 企業の垣根を越えた外国人材同士の地域における交流機会の提供
- 関係機関と連携した登録支援機関・企業向け説明会、セミナー等の開催
- 県民に広く周知するシンポジウムの開催
- 県内企業への外国人材の定着支援セミナーの実施
- 富山で働く人向けの富山県の魅力を紹介する多言語HPやパンフレット作成

施策の計画的・総合的な推進

富山県外国人材活躍・多文化共生推進連絡会議(県、市町村、国、交流団体等で構成)における調整、情報交換を図りながらプランの施策を計画的・総合的に推進

多文化共生の推進

①地域におけるコミュニケーションの支援(生活の基盤づくり)

【政策目標1】外国人住民が日常生活に必要な情報を得ることができるとともに、地域で円滑にコミュニケーションができていくこと。

- HP・ガイドブック・各種申請様式等の多言語対応の充実
- SNS等の活用など新たな情報発信、県HPの外国人向けコンテンツの充実
- 「外国人ワンストップ相談センター」の設置・運営
- 市町村窓口担当者や専門家(行政書士等)への研修の実施
- 日本語教育に関するニーズの的確な把握とニーズに合った日本語教育の支援の検討
- 日本人社員等を対象とした外国人材とのコミュニケーション対応研修等の実施
- 日本語教育等に携わる人材確保・育成についての検討、日本語教室等の連携会議の開催

②教育(外国人児童生徒等)に関する支援

【政策目標2】外国人児童生徒等が必要な日本語能力や学力を身に付けるとともに、将来のビジョンを明確に持って、活躍できる人材となること。

- 日本語指導教員、外国人相談員等の配置
- 小中学校教員、外国人相談員等を対象とした適応・日本語・教科指導研修の充実
- 外国人の子供の就学促進及び就学の状況把握、学校への円滑な受入れ
- スクールカウンセラー等の専門家の積極的な活用の推進
- 富山県警察学生安全ボランティア等と連携した学習支援や居場所づくり
- 高校進学の意味や仕組みについてのパンフレット及びDVDを5か国語で作成

③生活支援の充実

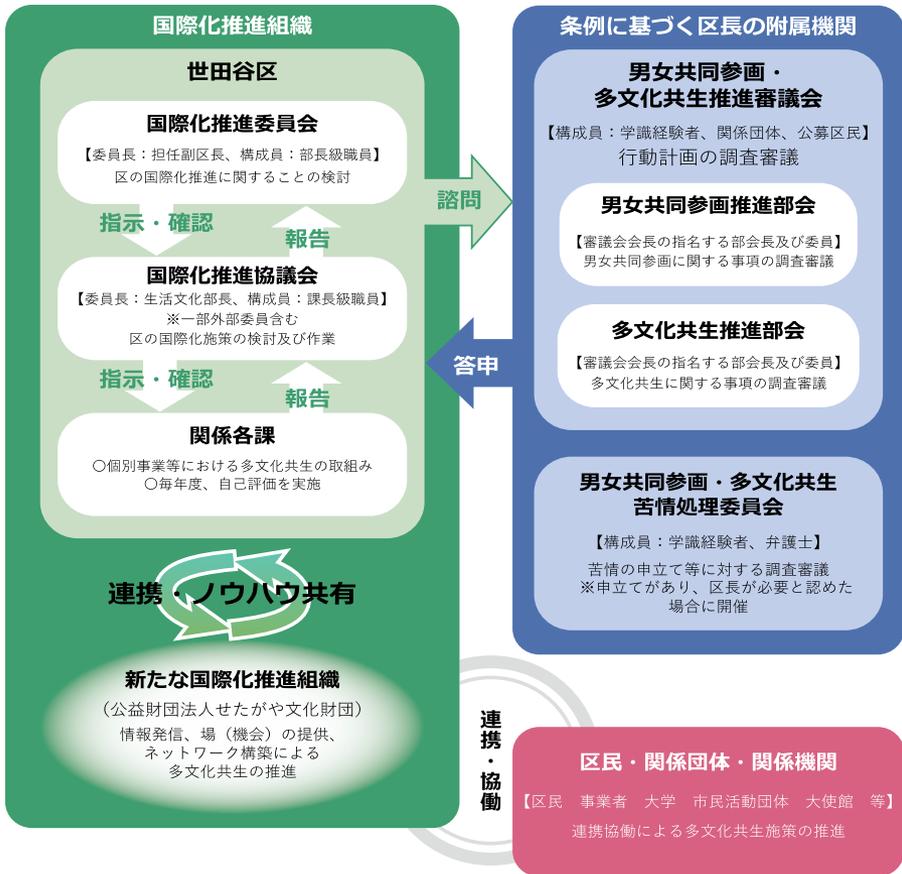
【政策目標3】安全・安心に生活できる環境を整え、外国人から暮らしたいと思われる県となっていること。

- 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を選出し、外国人対応を充実
- 医療保険や介護保険への加入促進、多言語対応の充実
- 不動産関係団体と連携し、賃貸人向けのガイドブックを普及
- 外国人住民の防災訓練への参加促進
- 災害多言語支援センターの設置ガイドラインの作成
- 外国人を対象とした110番通報講習の開催、119番通報時等の多言語対応の促進

④多文化共生の地域づくり

【政策目標4】日本人住民と外国人住民が相互に理解し合い、ともに地域社会の重要な構成員として共生が進んでいること。

- 多文化共生について広く普及啓発するためのシンポジウムの開催、出前講座の実施
- 地域における多文化共生の推進体制の検討(外国人支援団体等の育成・ネットワーク化、外国人住民に日本の生活習慣等を周知する仕組みづくりなど)
- SNS等を活用した富山県の魅力の情報発信
- NPO等民間団体による多文化共生に向けた自主的な取り組みへの支援



本プランに基づき実施された事業については、毎年度実績調査を行い、進捗状況を把握していきます。その結果については、国際化推進委員会で検証のうえ、男女共同参画・多文化共生推進審議会に報告し、社会状況や国・都の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

世田谷区多文化共生プラン概要版 2019年度～2023年度

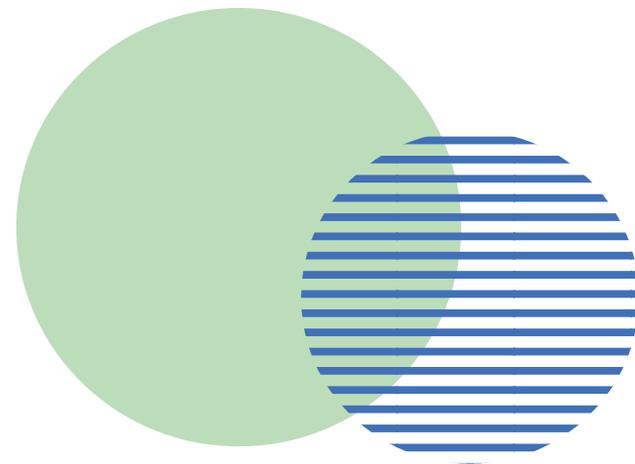
発行年月 平成31(2019)年3月

編集・発行 世田谷区生活文化部国際課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

TEL ☎3-5432-2070

FAX ☎3-5432-3005



2019^{ねんど}年度～2023^{ねんど}年度

せたがやく
世田谷区
た☎☎☎☎☎☎☎☎
多文化共生プラン
がいようばん
概要版

2019^{ねん}年3^{がつ}月

せたがやく
世田谷区



世田谷区がめざす多文化共生社会の基本理念
 誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや

基本方針

基本方針①
 地域社会における活躍の推進

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります。

基本方針②
 誰もが安心して暮らせるまちの実現

言語や文化の違いによる生活上の不都合や不安を解消できるように、多言語（やさしい日本語を含む）での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたる支援を行います。

基本方針③
 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

施策

重点 多文化共生の地域交流促進

重点 地域活動への参加促進

重点 外国人の区政参画推進

重点 外国人への日本語支援

重点 行政情報の多言語化等の推進

重点 生活基盤の充実

重点 災害等に対する備えの充実

重点 ICTを活用した環境整備

重点 多様な文化を受け入れる意識の醸成

重点 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進

重点 多文化共生・国際交流活動団体の支援

重点 不当な差別的取扱いへの対応

施策に基づく具体的な取組み（抜粋） ★新規 ☆拡充

相互理解を深めるために様々な交流事業を開催するとともに、外国人が地域で活躍できる場をつくることで地域の多文化共生を推進します。
 ●せたがや国際メッセの実施 ●国際交流ラウンジの実施 ●English Tableの実施

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。
 ★町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進 ★「おたがいきま bank」への登録促進 ☆外国人ボランティアの活用拡大

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。
 ★各会議体等における外国人の参画促進 ●区民意義調査の実施 ●外国人との意見交換会の実施 ☆外国人アンケート調査の実施

外国人が地域で生活するために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。
 ☆外国人向け日本語教室の拡充 ●せたがや日本語サポーター講座の実施 ●外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣

外国人にとって必要な情報や、公共施設、サイン等について、「やさしい日本語」やルビ等の普及も含め多言語化を推進します。
 ①情報発信における意識の醸成（★「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進 ●情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及）
 ②サイン等の多言語化（☆各種行政冊子、チラシ等の多言語化 ☆公共施設館名表示の多言語化）

外国人が様々な情報を入手し、相談できる生活相談の窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労などの生活基盤の充実を図ります。
 ●外国人相談窓口の運営 ★（仮称）多文化情報コーナーの整備・運営 ●帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営

外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うほか、災害発生時に適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。
 ●外国人向け防災教室の実施 ●地域の防災訓練への外国人の参加促進 ☆広域避難場所標識の多言語化

外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段としてICT等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。
 ●ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営 ●タブレット端末等の活用促進 ☆公衆無線LAN環境の整備拡充

多様な文化を理解し合える交流イベントや講座等を開催し、相互理解を深めることで、多文化共生の意識づくりを推進します。
 ①イベント（★せたがやの魅力再発見ツアーの実施 ●ホストタウン交流イベントの実施）
 ②ボランティア（☆世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進 ●観光ボランティアガイド事業の実施）
 ③研修・講座等（☆区民向け多文化共生講座の実施 ●せたがや多文化ボランティア講座の実施 ★外国人おもてなしセミナーの実施）

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、国際理解教育を推進し、多文化共生についての意識を醸成します。
 ☆海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充 ●多様な手法による英語教育の充実 ★「Touch the World」多文化体験コーナーの運営

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。
 ●国際平和交流基金助成による団体支援 ●せたがや国際活動団体ガイドブックの配付

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。
 ●男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情や意見の申立て、相談等への対応

※「多文化共生」とは、全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことを言います（世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第2条第2項）。

計画の位置づけ

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針と整合を図りつつ、「世田谷区新実施計画」等、他の行政計画と補完・連携しあうものとして位置づけられます。

計画の期間



数値目標

多文化共生の推進に向けた数値目標^{※1}

調査項目	直近の状況(2018年度)	目標値(2021年度末)	目標値(2023年度末)
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合	31.50%	80%	80%以上

重点施策に基づく数値目標

調査項目	目標値(2021年度末)	目標値(2023年度末)
重点① 外国人の地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合	80%	80%以上
重点② 外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合		
重点③ 外国人に対する偏見や差別が解消されていると思う区民の割合		

※1 世田谷区民意調査 区内在住の18歳以上の方（外国人含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。
 ※2 外国人アンケート調査 区内在住の18歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

2. 外国人コミュニティとの共生に向けて

外国コミュニティ形成の背景と特徴

- 主な外国人コミュニティの例
 - 出身地別に地域毎に形成されているもの
 - 在日コリアン、華僑、印僑、ブラジル人コミュニティ、ネパール人協会 など
 - 宗教を核に形成されているもの
 - ムスリム、カトリック教会でのフィリピンやベトナム寺院のコミュニティ など
 - 共通の課題を持つ集団として形成されているもの
 - 外国人保護者会、留学生会、防災リーダー、日本人の妻の会 など
- 外国人コミュニティへのまなざしと留意点
 - 同国出身者がすべて同国のコミュニティに属しているとは限らない
 - 同じ国の中で戦争している場合もあり、同国出身者だからといっても仲が良い訳でもない
 - リーダーが構成員すべてに指示を出したり、民意を形成したりするものではない
 - 互助的なネットワークとしての機能が主目的。〇〇人を代表するものではない
 - 日本社会側からの期待に応えるために形成されているわけではない
 - 日本の自治会のような行政からの情報を伝達するためのシステムとは異なる

互助的な目的で形成されているものが多く、日本社会との関係性は薄い場合が多い

2. 外国人コミュニティとの共生に向けて

高度成長期の「コミュニティ」施策との共通点

- 日本におけるコミュニティ施策からのヒント

- 高度成長期に都市へ移動した若者を対象としていた「コミュニティ施策」

- 農村から都市への人口移動で新たな住民となった都市生活者たちは「コミュニティの不在」によって下記の6つの問題に直面していると指摘(1969年 国民生活審議会「コミュニティ問題小委員会」報告書)

- ① 健全な余暇利用施設や相談相手がないままに非行化する青少年の増加、幼児の戸外活動における危険の増大
- ② 「鍵っ子」の増加による家庭内外でのしつけの機会の喪失
- ③ 退職後、家族からも離れ、孤独な余生をおくる老人の増大
- ④ 労働時間の短縮や家事労働の節減によって得た余暇を人間性の回復に活用できる余暇施設や活動の組織の不足
- ⑤ 公害や交通事故など地域生活をおびやかす障害の増大
- ⑥ 急病人が出た際などその処置に困る場合が多い

出典: 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会委員『コミュニティ-生活の場における人間性の回復』(1969年9月29日)
* 主旨を損ないない範囲で文言は修正した

多くの項目で今日、外国人住民が置かれている状況と重なる

2. 外国人コミュニティとの共生に向けて

これから求められる外国人コミュニティとの共生施策

- ホスト社会が外国人を「単身・短期の労働力」としてではなく、「家族を形成して地域で暮らす住民」として認識し、必要な社会インフラの整備を急ぐこと
 - 「勤労会館」「青少年センター」「コミュニティセンター」などを設置した1970年代の自治体施策を参考に、地域と新住民との交流機会を増やす
 - **外国人同士が集う場**や、**日本人住民との交流の場**を創出し、「個」としての外国人支援から「面」としてのコミュニティ支援へ視点を広げる
- 外国人受入れのこれまでの課題を見すえ、地域全体で多文化共生を推進することへの合意形成に力を入れること
 - 89年の閣議決定や90年の改正入管法施行以降の「よくわからないがなんとなく外国人が増えた」という状況を改め、**18年の閣議決定と総合的対応策の意図を浸透**させる
 - 国際社会における人権意識の向上や移住労働者への人権保護の潮流を正しく理解し、**外国人雇用の適正化や地域における差別の解消を徹底**する

過去の国内での人口移動を経て形成した地域政策を
国境を越えた視点から再び紡ぎ直す

3. 持続可能な地域づくりに必要な取り組み

これからの多文化共生をどう進めるか？

事業所を巻き込んだ「持続可能な地域社会」の創造

- 外国人雇用の全体像を把握し、適正化を促す
 - 監理団体や登録支援機関が地元にはない地域では人数もわからない状態
 - 事業所だけでなく、商工会議所や金融機関とも連携して外国人雇用の全体像を把握するとともに、適正化を通じた持続可能な地域の創造を急ぐ
- 産業界からも日本語教育や生活支援の拡充に協力を求める
 - 児童・生徒の就学状況が把握できていない地域は子どもが働いている可能性があり、地域の信頼が著しく失墜。企業は受注できなくなることも
 - 外国人の状況に世界の関心が高まっていることもふまえ、雇用する外国人の生活改善や多文化共生分野の人材育成への協力を求める

10年先を見据えた「多文化共生の担い手」の育成

- 大学や専門学校等と連携し、必要な人材の育成に力を入れる
 - 外国人住民が担い手として活躍できる機会を増やす
 - AIやICTの進展で流動性が高まる日本人へのリカレント教育による人材の確保も重要
- 専門性を評価し、経験を積んで質の高いサービスが提供できるよう待遇を改善する
 - 相談を受ける側が不安定な生活をしていては、まともな相談ができない
 - 官民連携で受け皿を整備するなど、地域の担い手が安定的に活躍できる場づくりを急ぎたい

3. 持続可能な地域づくりに必要な取り組み

コロナ後を見すえた多文化共生の推進について

- リーマンショックを参考に二の轍を踏まない努力を！
 - リーマンショックでは多くの外国人が職を失い、「もう外国人労働者は要らない」との論調が拡大
 - 政府は日系人に補助金を出して帰国を奨励
 - 「外国人に冷たい国」との評判が立ち、**景気が回復しても人材確保が困難に**
 - 辛い目に遭った経験は、長く記憶に刻まれる
- いま地域にいる人を大切にすることで未来に希望をつなぐ
 - 県内の外国人や事業所が直面する課題に向き合う
 - 地域全体を視野に、「職を失った人」と「人が必要な事業所」を**丁寧**に**マッチング**することを急ぎたい
 - 「あのときに誰も見捨てなかった地域」になれるかどうか、コロナ後の地域を大きく左右

日本の人口減少とアジアの経済成長という基本的な流れは変わらない
多文化共生への歩みをぶれずに進むことが重要

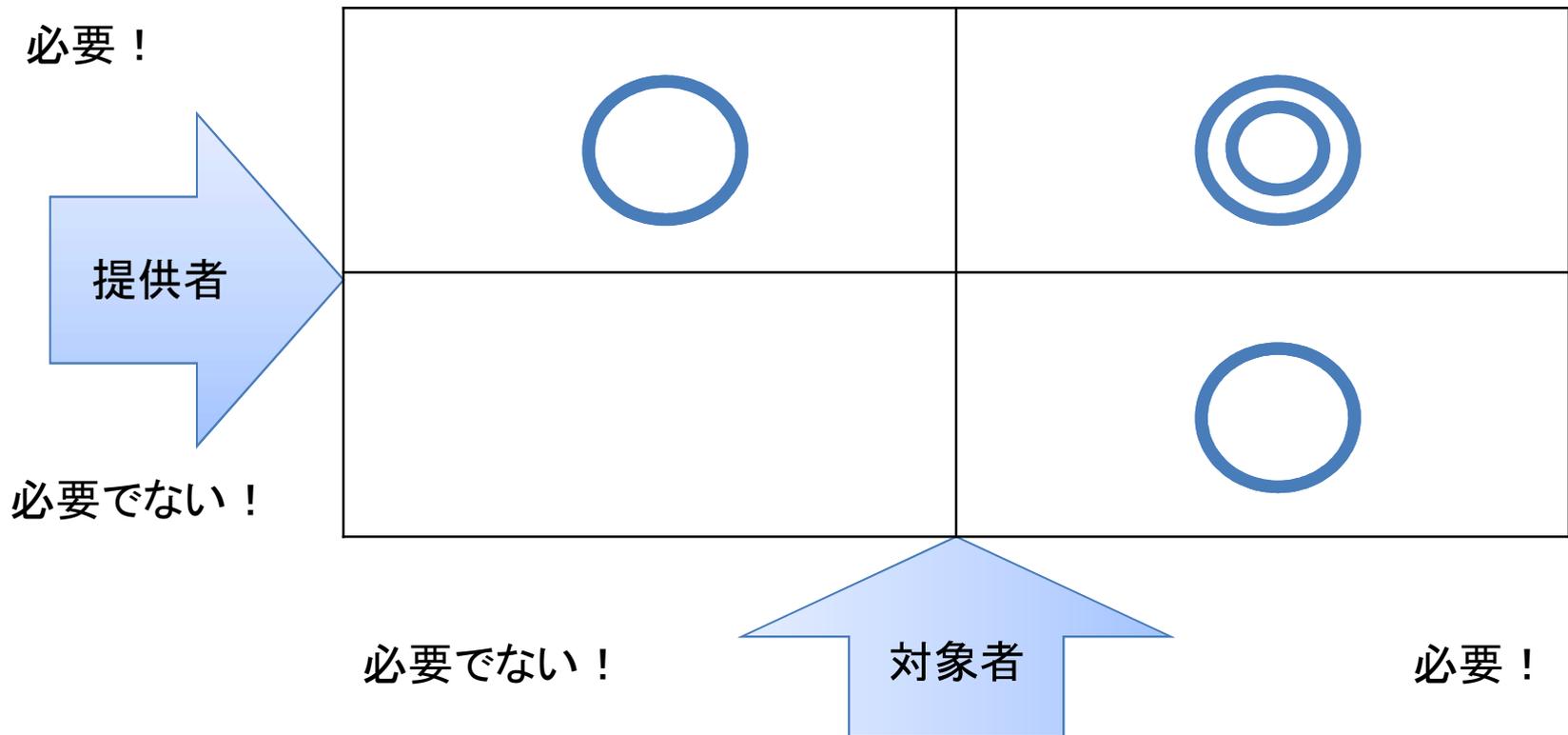
3. 持続可能な地域づくりに必要な取り組み

外国人住民が直面する問題へのアプローチについて

- 自治体はプランやビジョンの策定により、**計画的・体系的に施策を推進**するための制度設計や財源の確保、住民への合意形成を行い、施策の進捗状況を確認して施策を改善しながら、地域の安全・安心を保障する
- NPOは**専門性・当事者性を活かした政策提言や質の高いサービスの提供**を行うことが望ましい
- 欧米の外国人住民向けサービスは、自治体は方針を決定して予算を確保し、施策の実行はNPO等に委託して実施している例が少なくない
- アメリカ等では**エスニックマイノリティがNPOを設立**、自らのコミュニティに必要なサービスを寄付や行政からの補助金などを原資に提供している。NPOへの寄付税制も充実しており、自ら必要なサービスに寄付することで「選択納税」に近い状況も生まれている
- 日本では、自治体や国際交流協会で**不安定な契約で働く相談員やボランティアで活動する日本語学習支援者**が主力となっており、今後は日本でも**NPOやソーシャルビジネス**による起業、**民間企業**による**多文化共生分野への参入**を促したい
- 外国人住民が直面する問題の解決には、当事者である外国人住民の参画が欠かせない。支援者ネットワークでも外国人コミュニティの協力を得る必要がある

3. これからの求められる取り組みについて

視点の「ズレ」をどう埋めるか？



対象者側にいる人が提供者として参画しないと
コミュニケーションは成立しない

4. まとめ

多文化共生社会に向けた入管行政への期待

- 外国人なしでは存続できない地域に寄り添った施策の推進
 - 製造業も水産加工業、農業や大学経営、観光も、**現場はすでに外国人頼み**
 - 外国人が安定した暮らしを続けられる環境を整備することは、地域の持続可能性に直結
 - 直接海外へ人材獲得に出向く自治体も増えており、**わかりやすい入管行政による安心して共生社会の推進を後押ししてほしい**
- 国際社会の要請に堪えうる人権社会の形成のための支援
 - 外国人を雇用する事業所の**低すぎる人権感覚は日本の産業を破壊する**
 - 地域が「外国人は問題ではなく解決策」(鈴木康友・浜松市長)という視点をもつことが重要
 - 人権擁護局とも連携し、入管庁による**外国人への人権意識の変化を促す施策を期待したい**
- 共生社会に向けたキャパシティ・ビルディング
 - **通訳や日本語教育、就労マッチング等が圧倒的に不足しており、「総合的対応策」実現の足かせとなっている**
 - 「共生社会を担う人材の確保・育成」を「支援者ネットワーク」の主要なテーマに加え、**大学や専門学校等とも連携した取り組みを推進したい**

外国人との共生により持続可能な地域づくりを支えることが入管庁の使命